



外来魚
コウライオヤニラミの
持ち出し・放流は禁止
されています

宮崎県内水面漁場管理委員会指示により
以下の行為は禁止されています（罰則あり）

1. 大淀川水系の本流及び支流において採捕したコウライオヤニラミを生かしたままその場から持ち出すこと
2. 宮崎県内の河川等の内水面にコウライオヤニラミを移植すること

【問合せ先】

宮崎県内水面漁場管理委員会事務局

（宮崎県漁業管理課 漁業管理担当） TEL 0 9 8 5 - 2 6 - 7 1 4 6

または 宮崎県水産政策課 漁村振興担当 TEL 0 9 8 5 - 2 6 - 7 1 4 7